

第3章 計画の目標

本県は、これまで「環境首都あいち」の名を掲げ、「持続可能な社会」の構築に向けた様々な取組を実施してきた。その成果は、全国一を誇る住宅用太陽光発電施設の設置基数やエコカーの導入台数など、様々な分野で現れている。

今後は、「環境首都あいち」の飛躍に向けて、こうした取組をさらに発展させ、「持続可能な社会」の形成をより強力に推し進めていく必要がある。

そこで、本章では、愛知県環境基本条例の基本理念を踏まえた「2030年の愛知の環境」の姿を、本計画の目標として示すとともに、その達成に向けた基本的な考え方を明らかにする。

1 計画の目標

- 将来世代が、大気や水、食料やエネルギーなどの自然からの様々な恩恵を引き続き享受しつつ発展していくためには、この地球が持つ自然の営みの中で、人類と自然が共存できる「持続可能な社会」を形成していくことが求められています。
- 本県は、世界初の環境をテーマとした国際博覧会である愛知万博と、生物多様性保全のための新たな世界目標である愛知目標が採択された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催という、世界でも例のない経験を積み重ねたことから、地域全体に「持続可能な社会」への意識が高まるとともに、県民参加の機運が県民の間に根付いています。
その一方で、本県には、日本一のモノづくり地域として、世界に誇る厚い産業集積があります。
- こうしたことから、本県は、その高い産業力・技術力や県民の高い環境意識を生かし、環境施策においてトップランナーである「環境首都あいち」として、「持続可能な社会」づくりに大きく貢献していくことを目指していきます。
- このため、県民生活の基盤となる「安全で快適な暮らし」を確保しつつ、経済・産業活動に常に環境配慮の視点が組み込まれる「環境と経済の調和」のさらなる進展を図っていきます。
- さらに、本年 11 月に開催される「ESDに関するユネスコ世界会議」を契機として、「環境首都あいち」の担い手の育成「人づくり」を進め、県民みんなが、省エネルギーや省資源といった環境への負荷を減らすよう行動することを目指していきます。
- このように、「環境と経済の調和のとれたあいち」、「安全で快適に暮らせるあいち」、「県民みんなが行動するあいち」の 3 つのあいちを基調とした地域づくりを進めることで、2030 年に向けた本計画の目標として、「**県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』**」の実現を目指します。

【計画の目標】

県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』

「3つのあいち」づくりを
通して目標を実現

目標の実現に向けた「3つのあいち」づくり

◆環境と経済の調和のとれたあいち：

我が国の経済をけん引する日本一のモノづくり地域として、あらゆる経済・産業活動において常に環境に配慮した取組が積極的に実施され、良好な環境のもとで持続的に発展する地域。

◆安全で快適に暮らせるあいち：

公害のない安全な生活空間が確保されるとともに、日常生活の中で安らぎや自然の豊かさを実感することができ、すべての県民がいつまでも暮らしていきたいと思える、日本一安全で快適な地域。

◆県民みんなが行動するあいち：

県民一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、それぞれの立場で、環境配慮行動に日本一活発に取り組む地域。

2 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方

前項で示した目標である「県民みんなが未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現に向けては、環境保全のための措置に必要な費用についての「汚染者負担の原則」に基づく公平な分担や、科学的知見の集積が不足し、原因や影響が十分に把握されていない問題に対する「予防的取組」の実施といった、環境政策における基本的な考え方を踏まえつつ、以下の事項を加え、本県の特徴や地域的特性に応じた総合的な施策展開を図っていきます。

【「安全・安心の確保」を最優先】

環境汚染等による公害から人の健康や生活を守り、県民が安全で安心して暮らせる社会を構築することは、環境政策の原点であり、「持続可能な社会」を支える基盤となるものであることから、最優先に取り組むことが必要です。

目標の実現に向けては、県民の健康や生命の保護を第一とした「安全・安心の確保」を最優先として取り組みます。

【分野横断的・総合的な施策の展開】

各種の環境施策の推進にあたっては、「安全・安心の確保」に加えて、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つを重点的な取組分野とします。これらの取組分野は個別に対応するだけでなく、施策の効果を最大限に発揮できるよう、分野間での連携を図りながら展開していきます。

また、環境負荷を低減するために取られた施策が、他方で別の環境負荷を発生させる場合がありますので、施策の立案においては十分に配慮していきます。

【環境首都あいちを支える担い手の育成「人づくり」の推進】

今日の環境問題の多くは、私たちの日々の行動や社会経済活動に伴い直接的、間接的に生じる環境負荷が大きな要因となっており、環境施策の展開には、県民、事業者、NPO、行政が、それぞれの立場で、身近な地域はもとより地球全体を視野に入れた環境の大切さを考え、日常生活や事業活動において環境への配慮行動や環境保全等の取組を実践することが不可欠です。

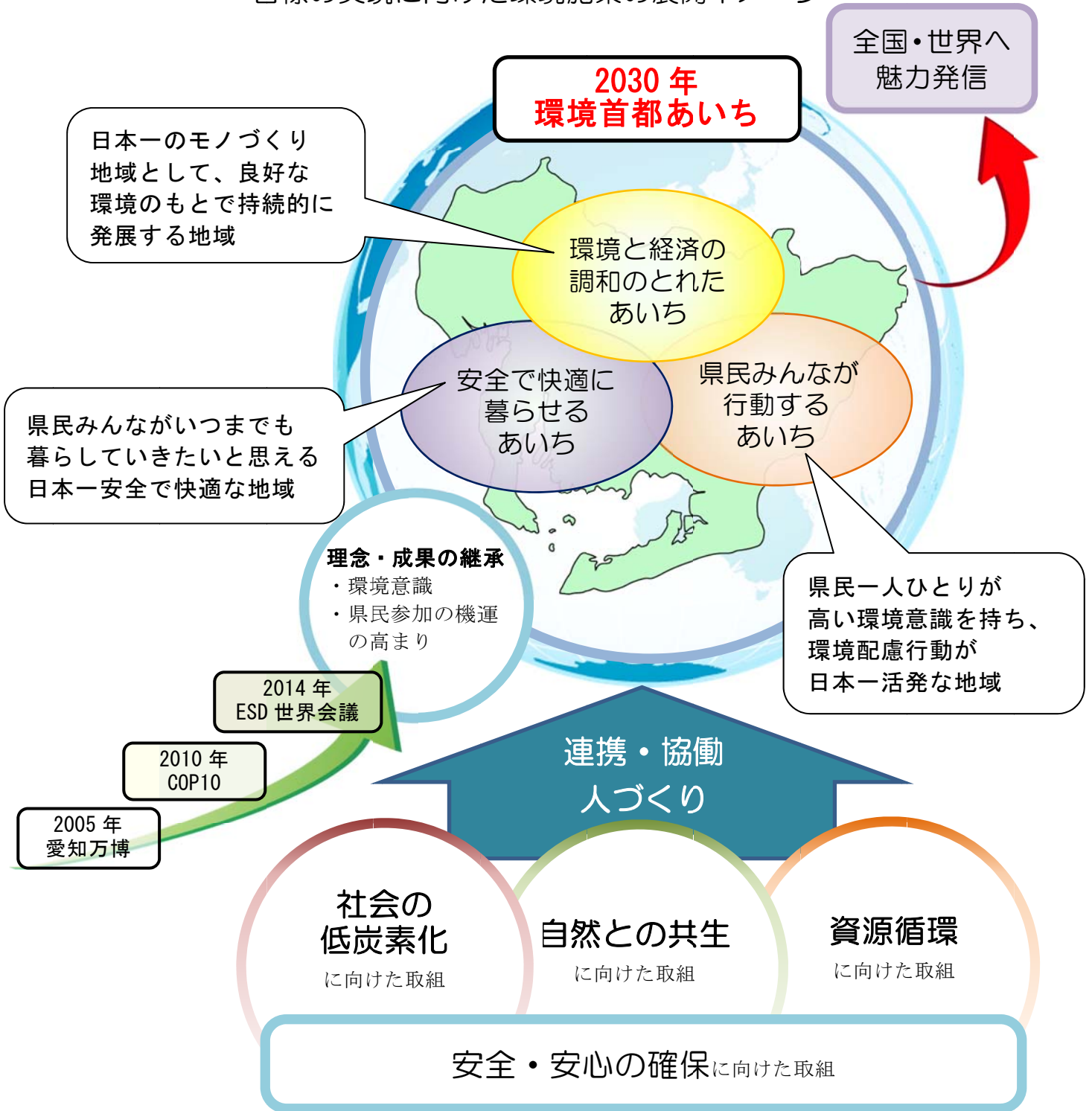
一方で、県民の環境に対する意識は着実に高まってきているものの、すべての県民が、実際の環境配慮行動へと踏み出せているわけではありません。

県民や事業者が、環境首都あいちを支える担い手として、暮らしや事業活動の中で意識しなくても環境に配慮した行動ができるよう、「人づくり」に取り組めます。

【多様な主体間の連携・協働による施策の展開】

県民、事業者、NPO、行政のそれぞれが、自らの立場に応じた公平な役割分担のもとに環境配慮の視点から主体的に行動するだけでなく、多様な主体間の連携、協働を図ることで、地域の環境の保全を進めていきます。

目標の実現に向けた環境施策の展開イメージ



2030年の「環境首都あいち」では・・・

- ◆ 暮らし・地域・経済活動などあらゆる場面において、環境に配慮した行動が、意識しなくても自然になされています。
- ◆ その結果、安全で快適な暮らしが確保されるとともに、環境と経済が高い水準で良好な状態に保たれた、魅力のある地域となっています。
- ◆ その魅力を、国内のみならず世界へと発信することにより、より多くの人や企業をこの地域へとひきつけます。

3 2020年度までの施策展開における「主要目標」

- 本計画の目標の実現に向けては、本県の特徴や地域特性に応じた、総合的な施策展開を図っていくことが必要です。
- その施策展開の目標として、平成32年度（2020年度）を計画期間の一つの到達点とし、基本的な数値目標を本計画の「主要目標」として位置付けます（次表）。
- 一方、各個別計画（地球温暖化防止戦略、自動車環境戦略、生物多様性戦略、廃棄物処理計画、エコタウンプラン など）では、本計画の主要目標を踏まえた上で、それぞれの取組分野における個別の施策の目標を設定し、その進捗を管理していきます。

平成 32 年度（2020 年度）までの主要目標

項目	現況 ^{※3}	目標	取組分野
環境基準 ^{※1} の達成状況	<p>【主な非達成項目（平成 24 年度）】</p> <p>大気汚染 光化学オキシダント (0%) 微小粒子状物質 (32%)</p> <p>公共用水域の水質汚濁 河川の BOD (98%) 海域の COD (55%)、全窒素 (83%)、全磷 (50%)</p> <p>ダイオキシン類 公共用水域の水質 (96%)</p> <p>注：括弧内は達成率</p>	全項目及び全地点での達成	安全・安心の確保
次世代自動車等先進エコカーの県内普及台数	60 万台 (平成 23 年度末)	200 万台	社会の低炭素化
次世代自動車充電インフラの整備状況	661 基 (平成 24 年度末)	1,600 基	
優れた自然環境を有する地域の面積等 ①自然環境保全地域の指定 ②鳥獣保護区的面積 ③生息地等保護区の指定	<p>①15 か所 (平成 24 年度)</p> <p>②25,265 km² (平成 24 年度)</p> <p>③2 か所 (平成 24 年度)</p>	<p>①18 か所 (平成 28 年度^{※2})</p> <p>②現状維持 (平成 28 年度^{※2})</p> <p>③4 か所 (平成 28 年度^{※2})</p>	自然との共生
指定希少野生動植物種の指定	11 種 (平成 24 年度)	17 種 (平成 28 年度 ^{※2})	
県民の「生物多様性」という言葉の意味の認識状況	46.7% (平成 24 年度)	75%	
廃棄物の排出量 ^{※4}	<p>一般廃棄物 280.1 万トン (平成 20 年度)</p> <p>産業廃棄物 1,641.8 万トン (平成 20 年度)</p>	<p>一般廃棄物 254.1 万トン (平成 28 年度^{※2})</p> <p>産業廃棄物 1,545.3 万トン (平成 28 年度^{※2})</p>	資源循環
廃棄物の再生利用率 ^{※4}	<p>一般廃棄物 22.8% (平成 20 年度)</p> <p>産業廃棄物 63.1% (平成 20 年度)</p>	<p>一般廃棄物 25.9% (平成 28 年度^{※2})</p> <p>産業廃棄物 67.6% (平成 28 年度^{※2})</p>	
廃棄物の最終処分量	<p>一般廃棄物 29.8 万トン (平成 20 年度)</p> <p>産業廃棄物 116.2 万トン (平成 20 年度)</p>	<p>一般廃棄物 23 万トン (平成 28 年度^{※2})</p> <p>産業廃棄物 95.4 万トン (平成 28 年度^{※2})</p>	

※1 環境基本法等により規定される環境基準を指す。

※2 29 年度以降については、各個別計画において、新たな目標を設定する。

※3 各数値目標を設定した際の現況数値を指す。

※4 排出量＝再生利用量＋中間処理による減量＋最終処分量
再生利用率＝再生利用量/排出量